

「次世代育成支援対策推進法」に係る一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1)計画期間、(2)目標、(3)目標達成のための対策及びその実施時期を定めなければなりません。

従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。

(1) 計画期間 2023年4月1日～2026年3月31日までの3年間

(2) 内容

目標1：安心して子育てができる支援制度の周知・情報提供を行い、制度のさらなる利用を促進する。

<対策> ●2023年4月～各種の子育て支援制度を利用できるよう、周知・情報提供に向けた資料作成を行う。

●2024年4月～制度に関する資料を社員に配付し、制度のさらなる利用を促進する。

目標2：妊娠中・出産後の女性社員に向けた相談窓口を設置し、当人とその職場の社員が安心して就業できる環境を整備する。

<対策> ●2023年4月～相談窓口の設置検討

●2024年4月～相談窓口の設置及び対応可能内容等について社員周知を図る。

目標3：子育て・介護などに携わる社員を支援していくための施策を充実させる。

<対策> ●2023年4月～支援施策の検討（他社事例の検討）

●2024年4月～支援施策の新設に向けた社内準備

●2025年4月～各種支援制度の発足